

大阪市立西淡路小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学年、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「西淡路小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 全職員が児童に関わるとともに、毎日のこころの天気の入力、確認。学期に1回いじめアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
- ② いじめについて考える集会や平和について考える集会を設定し、仲間との関わりや自己を振り返る場を設け、須賀の森学園の共通の目標である「自分を大切に・人を大切にできる子」を意識させる。
- ③ 授業参観・子どもと保護者がともに活動する行事・懇談会等を月に1回程度設定し、保護者や地域の大人が学校に入り出す場面を多く設定し、様々な角度から児童の見守り体制をつくる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① わかる授業づくりを行う。
- ② 全員が学習に参画する（挙手・意見発表・ディスカッション等）場面を設定する。
- ③ 聞く姿勢を大切にし、話し合い活動を多く取り入れる。
- ④ 次時の学習の準備をきちんとする。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 異学年の交流の場を計画的に設定し、互いに高め合えるよう支援する。
- ② 特別活動等で児童が主体的に活躍する場面を多く設定する。
- ③ 集団育成を意識した取り組みを中心に、自他ともに大切にする心情を育む。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育・道徳教育の充実を図る。
- ② トラブルが起きた時は、自分の問題としてとらえられるように指導を進める。

- ③ 全校朝会や学級活動など、機会あるごとに「いじめは絶対に許されない」ことを伝える。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの注意をはらって早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の様子について、学年・保健室等を中心として全教職員で共有する。
- ② 日常から児童の様子について人権教育推進委員会や全教職員の児童理解の場で共有する。
- ③ アンケート調査でいじめの兆候が見られた場合、学級担任がすばやく教育相談を行い、管理職に報告するとともに、対策を講じる。
- ④ いじめが起きた時は、事実経過・指導内容を共有し、当事者や保護者の思いをしつかり聞き、共に対応を協議する。
- ⑤ 子どもと保護者に「いじめ相談窓口」を周知し、必要に応じてスクールカウンセラーをはじめとした外部の人材や機関と連携する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 生活習慣・学習習慣点検週間を設定し、保護者とともに児童の生活を把握する。
- ② いじめ事案は、人権教育推進委員会で対応する。
- ③ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童の指導にあたる。
- ④ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

人権教育推進委員会

【構成】 校長・教頭・人権教育主担・教務主任・生活指導部長

多文化共生教育部長・特別支援教育部長・研究部長・学年主任

※ 事案に応じて、担任・養護教職員が参加する。

- 【役割】
- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) 年間計画

【調査等】 ① 児童対象いじめアンケート調査と学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 年3回（各学期）

② 「心の天気」「相談機能」等を活用した、いじめの早期発見 毎日

【研修会】

- ・ 人権教育実践研修会（年2回）
- ・ 生活指導研修会（年1回）

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

○ 必要に応じて、PTA実行委員会・学校協議会への報告や提案をし、協力を要請する。

(4) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の中間評価・最終評価の際に取り組み内容の検証をする。
- ② 学校生活アンケートを実施し、未然防止の推進をはかる。

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 誠意ある対応に努め、窓口を一本化する。
- ・ 調査組織を設置し事実関係を明確化する。
- ・ 被害児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・ 加害児童については、毅然たる指導を行い、再発防止に努める。
指導にあたってはいじめ行為が人間として許されないことであることを心情に訴え、理解させる。
- ・ 学校が把握した事実については、児童・保護者の人権や心情へ十分に配慮し、関係者へ情報提供することを基本とする。

いじめ情報



① 情報を集める

教職員、児童、保護者、地域住民などから人権教育推進委員会に情報を集める。



② 指導・支援体制を組む

人権教育推進委員会で指導・支援体制を組む。



③-A 子どもへの指導・支援を行う

いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

いじめた児童には、いじめは人を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めるることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

③-B 保護者と連携する

つながりのある教職員を中心とし、即日、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 常に状況把握に努める

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

※ いじめ発見の際の流れ

訴え・相談
気づき



学級担任等による聞き取り



管理職・学年主任・人権教育主担当者・生活指導部長等に報告



人権教育推進委員会で
指導方針の決定



被害児童への支援
加害児童への指導



被害児童・加害児童
の保護者への連絡



学級・学年・学校
等での全体指導